

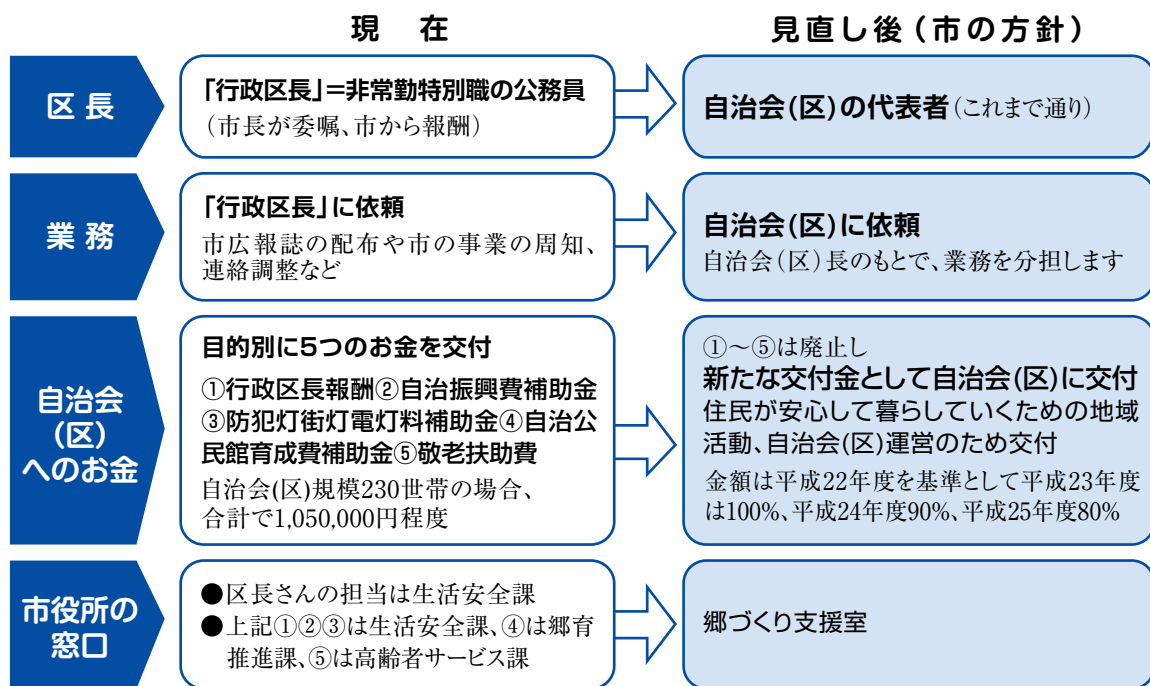
みんなの力で 「郷づくり」^{さと} ④6

市郷づくり支援室（津屋崎庁舎） ☎52・4913
メール sato@city.fukutsu.lg.jp



何が変わる？ 行政区長委嘱および補助金などの見直し

相互扶助や親睦、環境美化、回覧板による連絡、自治公民館の維持管理など私たちの生活に一番身近な組織である自治会（区）に関する制度を見直します。長年続いた「行政区長」の委嘱をやめ、目的別に交付してきた補助金や扶助費を廃止し、新たに自治会（区）を支援する交付金制度に移行します。



- 区長さんには、自治会(区)の代表者として、これまで同様、市とのパイプ役をお願いします。
- 自治会(区)や隣組の組織・運営はこれまで通りです。
- 市広報誌や回覧文書の配布は、今まで通りの方法でお願いします。

Q & A

Q いつから変わるのですか？

A 平成23年4月を予定しています。

Q なぜ委嘱をやめるのですか？

A 市長が委嘱し、公務員として市の仕事を担うのが「行政区長」です。地域での仕事とお金の流れを透明化して、誰もが地域活動にかかわる環境をつくっていく(地域自治のまちづくりを進める)ため、委嘱をやめます。

Q 区長業務の軽減を図る、とのことですが？

A 区長さんには多くの仕事集中しがちです。市は兼任(充て職)を減らすよう努めます。自治会(区)でも仕事や役割の見直しで負担軽減が図られるよう話し合ってください。

Q 小学校区単位のコミュニティ「郷づくり」との関係は？

A 関連はありますが、今回の制度改革の対象は自治会(区)です。小学校区を対象とした地域自治の体制づくり(郷づくりの推進)は、平成25年度からの新体制を目指し、郷づくり推進協議会の組織のあり方、活動内容、お金の流れについて協議をしていきます。

「広報ふくつ」へあなたのご意見をお聞かせください。

〒811-3293 福津市中央1-1-1 福津市役所(福間庁舎)総合政策部広報秘書課広報広聴係
☎0940・43・8113 FAX0940・43・3168 E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

この広報誌は再生紙を使用しています。